



# 島根県報

平成20年 9 月 2 日 (火)  
第 2,014 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	1
換地処分	( 農 村 整 備 課 )	1
県営土地改良事業計画の決定	( " )	2
森林法189条の規定による告示及び掲示	( 森 林 整 備 課 )	2
都市計画変更の図書の縦覧 ( 2 件 )	( 都 市 計 画 課 )	2
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	( 会 計 課 )	3

### 公 告

クリーニング師試験の実施	( 薬 事 衛 生 課 )	3
平成20年度毒物劇物取扱者試験の合格者	( " )	4
平成20年度後期技能検定の実施	( 雇 用 政 策 課 )	5

## 告 示

### 島根県告示第718号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 9 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 久米の家	松江市法吉町久米 803番地 2	認知症対応型 通所介護	特定非営利活動法人 久米の家	松江市法吉町久米 803番地 2	平成20年 8 月14日
特定非営利活動法人 久米の家	松江市法吉町久米 803番地 2	介護予防認知 症対応型通所 介護	特定非営利活動法人 久米の家	松江市法吉町久米 803番地 2	平成20年 8 月14日

### 島根県告示第719号

土地改良法 ( 昭和24年法律第195号 ) 第54条第 3 項の規定により、益田市土地改良区理事長から白上地区における換地処分を平成20年 7 月31日付けで行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 9 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第720号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

美郷地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

美郷町役場

島根県告示第721号

平成20年島根県告示第639号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市掛合町波多1980 - 1	北村よし子	兵庫県姫路市五軒邸4丁目105

島根県告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

加茂都市計画道路の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

雲南市加茂町加茂中

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

## 島根県告示第723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年 9 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大東都市計画道路の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
雲南市大東町大東下分、大東町大東
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

## 島根県告示第724号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から施行する。

平成20年 9 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3号の表中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

---

公 告

---

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成20年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成20年 9 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 試験日時  
平成20年11月7日（金）午前9時40分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）
- 2 試験場所
  - (1) 学科試験及び実地（ワイシャツのアイロン仕上げを除く。）試験  
出雲市大津町1139 出雲合同庁舎
  - (2) 実地（ワイシャツのアイロン仕上げのみ）試験  
出雲市大津町612 (有)ファミリードライ
- 3 試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 衛生法規に関する知識
    - イ 公衆衛生に関する知識
    - ウ 洗たく物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験
    - ア 薬品及び繊維の鑑別
    - イ しみぬき

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。)

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

6 受験願書等の受付期間

平成20年9月9日(火)から同年9月26日(金)まで

なお、郵送の場合は、平成20年9月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課(〒690-0887 松江市殿町128番地)へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書(所定用紙)

(3) 写真(正面上半身、脱帽の手札型(11cm×8cm)とし、出願前6月以内に撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)

(4) 受験資格があることを証明する書類(卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの)

(5) 戸籍謄(抄)本(現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合のみ)

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

平成20年12月12日(金)に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(〒690-0887 松江市殿町128番地 電話(0852-22-5259)にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

平成20年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成20年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

1 2 3 5 6 13 20 21 23 28 29 31 33

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

37 39 55 68 75 88 89 90 95 105 114 115 126  
127

3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者

なし

平成20年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成20年 9 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 特級技能検定を実施する職種

鋳造  
金属熱処理  
機械加工  
放電加工  
金属プレス加工  
工場板金  
仕上げ  
機械検査  
ダイカスト  
機械保全  
電子機器組立て  
電気機器組立て  
空気圧装置組立て  
油圧装置調整  
建設機械整備  
婦人子供服製造  
紳士服製造

(2) 1 級技能検定及び 2 級技能検定を実施する職種（作業名）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）  
金属溶解（鋳鋼誘導炉溶解作業）  
工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）  
ローブ加工（ローブ加工作業）  
機械検査（機械検査作業）  
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）  
電気機器組立て（シーケンス制御作業）  
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）  
油圧装置調整（油圧装置調整作業）  
縫製機械整備（縫製機械整備作業）  
農業機械整備（農業機械整備作業）  
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）  
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメーキング作業、婦人子供既製服縫製作業）  
和裁（和服製作作業）  
強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）  
石材施工（石材加工作業）  
菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）  
建築大工（大工工事作業）

かわらぶき(かわらぶき作業)

配管(建築配管作業)

型枠施工(型枠工事作業)

鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)

コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)

防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)

ガラス施工(ガラス工事作業)

機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)

電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)

塗装(鋼橋塗装作業)

義肢・装具製作(義肢製作作業、装具製作作業)

(3) 3級技能検定を実施する職種(作業名)

機械検査(機械検査作業)

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

和裁(和服製作作業)

建築大工(大工工事作業)

配管(建築配管作業)

機械・プラント製図(機械製図手書き作業)

電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級技能検定を実施する職種(作業名)

電子回路接続(電子回路接続作業)

樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成20年12月1日(月)から平成21年2月22日(日)までの間で別途職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

平成21年2月1日(日)

イ 1級及び2級

職 種	学 科 試 験 日
金属溶解、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験	平成21年 1 月25日 ( 日 )
さく井、工場板金、ロープ加工、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図	平成21年 2 月 1 日 ( 日 )
機械保全、縫製機械整備、和裁、建築大工、かわらぶき、電気製図、塗装、義肢・装具製作	平成21年 2 月 8 日 ( 日 )

## ウ 3 級

職 種	学 科 試 験 日
機械検査、電気機器組立て、配管	平成21年 1 月25日 ( 日 )
冷凍空調和機器施工、機械・プラント製図	平成21年 2 月 1 日 ( 日 )
和裁、建築大工、電気製図	平成21年 2 月 8 日 ( 日 )

## エ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
電子回路接続、樹脂接着剤注入施工	平成21年 2 月 8 日 ( 日 )

## 5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

## 6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成20年11月21日(金)に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

## 7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

## 8 受検手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

## (2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2階

島根県職業能力開発協会

## (3) 申請書類の受付期間

平成20年9月29日(月)から平成20年10月10日(金)までとする。ただし、郵送(書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。)の場合は、平成20年10月10日(金)の消印のあるものまでを受け付ける。

## (4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験

の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

ア 特級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
全職種	15,700円	3,100円

イ 1級、2級、3級及び単一等級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円	
和裁、機械・プラント製図、電気製図	11,500円	

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの（就職しているものを除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専門学校又は各種学校に在学するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	10,500円	3,100円
機械検査	8,700円	
和裁、機械・プラント製図、電気製図	7,700円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、平成21年3月17日（火）に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成21年3月17日（火）に書面で通知する。
- (3) 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。